

波の「オークション制」について法案を二度提出したことがあります。これに対しても当時自民党の内部では片山（虎之助）さんのように「そんなことできつこない」と反発する方がいる一方で、賛成だという人もいました。ですから今回の件にしても、「命令放送」という現在の制度は見直すべきだという意見のほかに、「やっぱり命令放送は残しておけ」という人がおそらく出てくるのではないかと思うんですよ。

これまでの経過からして、今通常国会では命令放送よりも、NHK受信料の強制徴収について、放送法を改正することでのかに制度的に担保するかという議論が中心になるのではないかと思われるし、与党側もそこを受けた形での放送法・電波法の改正案を出してくると予測されます。民主党としても対案を出しつつ議論を重ねていきたいと考えています。

とはいえ、将来的には現在の放送法の抜本的な見直し、さらにはNHKのあり方についての根本からの議論がどうしても必要になると思いますし、そこでは国際放送のことも含めた放送制度全体について、NHKの民営化も含めた柔軟な議論が求められることは言うまでもありません。

昨年末の総務委員会に参考人として出席したNHKの橋本元一会長に対し、私は「現行では海外向け短波放送への補助金として毎年二〇億円程度が国の予算からNHKに支払われるが、

これがなくてもやっていけないのではないかと質しました。けれども、それに対する橋本会長の答えは「これまで短波放送が育ってきた経過の中で、法律的に制度としてこういったものが生まれ、NHKはそれを運用してきた」というものでした。

すなわち、予算ももらわなければならず、政府から命令も受けなければならぬという、予算と法律の両面で縛られているためやらなければならぬのだ——というわけです。こうした有り様については、やはりNHK全体の改革を進めていくうえでは考慮していく必要があると思うんですね。

命令放送について定めた放送法第三十三条の条文からして曖昧ですし、さらに言うなら放送番組編成の自由について定めた第三条の「放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、または規律されることがない」という条文の解釈次第で、今回の件についても見解が分かれると思うんですよ。

第三十三条をもとに命令できるのだから、これが三条で定める「法律に定める権限に基づく場合」であり、ここでは「放送の自由」や独立性にもある程度の影響が及ばざるをえない——というのは、われわれの考えとしてはちよつと違うのではないかと。

放送法自体が、日本でテレビ放送が始まった当時の状況の中で生まれたものだということ、

明らかに今の時代にはそぐわないところが多々出てきているのではないかと思います。その中のひとつに、おそらくこの「命令放送」がある。しかも、それが「拉致問題」という、日本人にとって今一番関心の強い課題とセットにされている。まったために、議論が複雑なものになっているわけですね。

■与党の「豆罌介入」を国会で追及していくのが野党の責務だ！

とはいえ、「国際放送」というもののあり方を論じていくためには、いったいそれがどういう目的のもと、どのような形で運営されることが適切なのかという基本的なところから押さえておかなければなりません。もし、政府がそのときに応じて対外的なメッセージを伝えていくためのものだとするならば、たとえばアメリカのVOAのようなスタイルもあるわけですが、これまでの議論を見る限り、そこではむしろ、日本発の文化や情報を世界に広めていくという、対外的なイメージアップを図る手段として国際放送があるといった意義のほうに語られている。だとすれば、やはり放送番組の編集については放送局の自由裁量に委ねて、政府はあまり口を出さないという形のほうが望ましい。

個人的には、やはりそこでお手本になるのがBBCだと思います。BBCによる国際放送の場合、運営予算の多くはイギリス政府から拠出